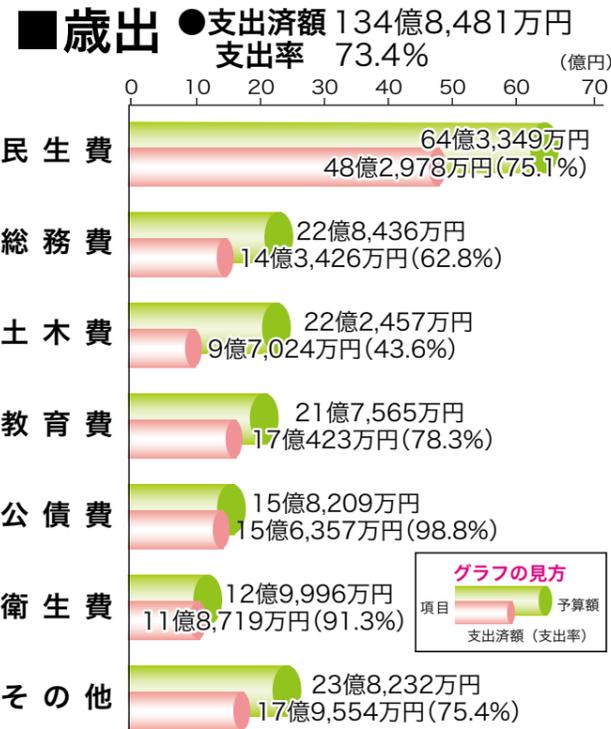
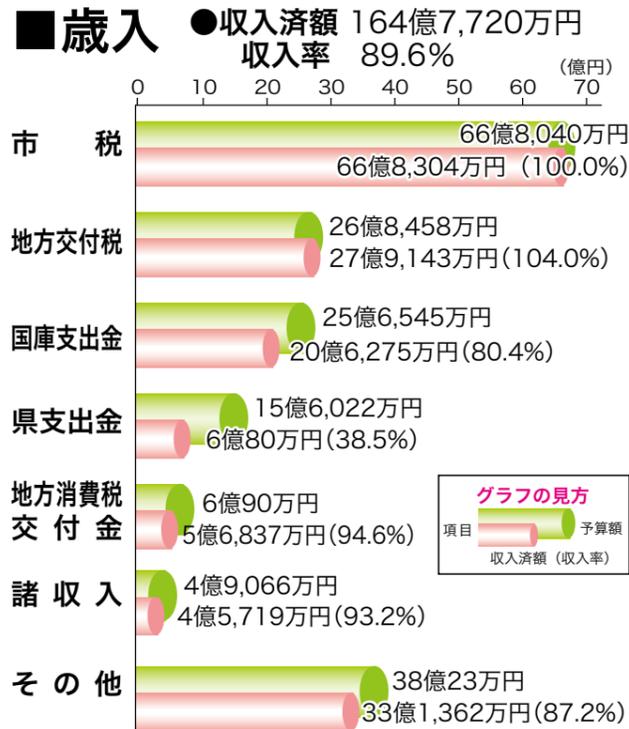


市の財政状況をお知らせします

平成26年度予算執行状況(平成27年3月31日現在)をご報告します

一般会計 ■ 予算額

183億8,244万円



特別会計

会計区分	予算額	収入済額		収入率	
		支出済額	支出率		
国民健康保険	64億3,552万円	55億6,906万円	86.5%		
後期高齢者医療	4億4,440万円	4億1,137万円	92.6%		
介護保険	32億6,635万円	25億9,391万円	79.4%		
		29億3,122万円	89.7%		
介護サービス事業勘定	1,946万円	1,918万円	98.6%		
介護サービス事業勘定		1,814万円	93.2%		
公共用地先行取得事業	1,349万円	0万円	0.0%		
下館・結城都市計画事業	2億2,443万円	4,297万円	19.1%		
結城南部第二土地区画整理事業		2億1,287万円	89.7%		
下館・結城都市計画事業	1億7,771万円	9,166万円	51.6%		
結城南部第三土地区画整理事業		1億3,943万円	78.5%		
下館・結城都市計画事業	1億5,260万円	3,752万円	24.6%		
結城南部第四土地区画整理事業		1億2,362万円	81.0%		
公共下水道事業	14億3,630万円	7億1,392万円	49.7%		
農業集落排水事業	1億2,015万円	11億3,847万円	79.3%		
		4,296万円	35.8%		
住宅資金等貸付事業	419万円	1億1,333万円	94.3%		
		356万円	85.0%		
計	122億9,460万円	418万円	99.8%		
		95億2,611万円	77.5%		
計		107億803万円	87.1%		

市税の負担状況

区分	予算額	収入済額	収入済額一人あたり	収入済額世帯あたり
市民税	31億9,820万円	30億5,513万円	58,000円	156,200円
固定資産税	26億920万円	27億3,487万円	51,900円	139,800円
軽自動車税	9,870万円	1億394万円	2,000円	5,300円
市たばこ税	4億5,530万円	4億5,304万円	8,600円	23,200円
都市計画税	3億1,900万円	3億3,606万円	6,400円	17,200円
国民健康保険税	17億4,820万円	17億1,501万円	100,200円	190,600円

市債の状況

区分	平成27年3月末現在高
一般会計	134億7,368万円
公共用地先行取得事業	4,472万円
下館・結城都市計画事業結城南部土地区画整理事業	15億3,909万円
公共下水道事業	68億8,053万円
農業集落排水事業	10億6,323万円
住宅資金等貸付事業	1,305万円
計	230億1,430万円

◆人口 52,700人 世帯数 19,560世帯 国保被保険者数 17,115人 国保世帯数 8,999世帯 (平成27年3月31日現在)
※平成26年度(平成27年3月31日現在)の執行状況であり、出納整理期間が平成27年5月末日であることから、最終的な決算とは異なります。

市財政課 ☎ 34-0405

納税はあなたの義務

納期限内納付にご協力ください



税金の通知

- 固定資産税 (4月)
- 軽自動車税 (5月)
- 市県民税 (6月)
- 法人市民税 (随時)
- 国民健康保険税 (7月)

納付

納期限までに自主納付

納期限内に納付! ありがとう!
バーコードがある納付書はコンビニエンスストアで24時間納付可能。口座振替もできる。手続きは、市内に店舗がある金融機関の本店・支店、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口、市役所収税課・保険年金課でできる。

滞納

- 市税を定められた納期限までに納付しないことを滞納といいます。

督促

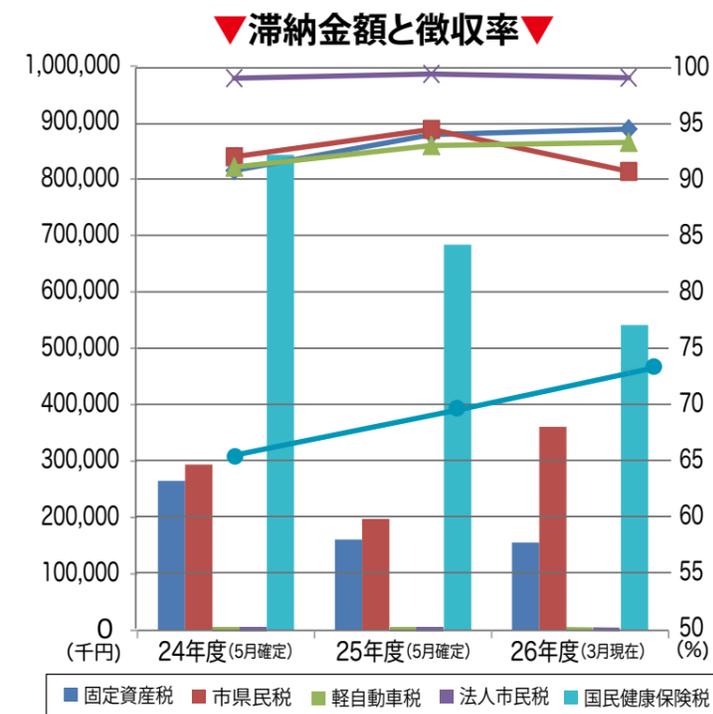
- 納期限後、延滞金や督促手数料が加算されます。

滞納処分

- 財産(給料・預貯金・不動産・生命保険・自動車など)が差押えられます。納付されない場合は、取立てや公売により、強制的に市税に充てることになります。

**車差押
タイヤロック**

差押え実績	25年度	26年度
差押 (件)	824	565
充当額 (千円)	62,213	59,910



平成27年度から国民健康保険税の徴収事務は、保険年金課から収税課に移りました。税は私たちが、安心して健康な暮らしをするために重要な役割を担っています。お互いに出し合った税と補助金で、医療費の負担を軽くし助け合うのが国民健康保険制度です。世帯主に課税されますので、家族の皆さんで協力して納めてください。税金は公平に課税され、公平に徴収しなければなりません。納期限内に納付している大多数の方との公平性を保つために、今後も徴収に努めていきます。

市収税課 ☎ 34-0413